

## 平成18年度 第2回岐阜羽島広域福祉交通運営協議会議事録

日時：平成18年11月16日（木）午後3時～午後5時

場所：羽島市福祉ふれあい会館2階コミュニケーションルーム

出席者：協議会委員（森祐次 水野嘉治 浅野満 上田祐之  
安西利行 安田篤史 高島祐治 林多美 長谷幸雄）

### 1. 開会 羽島市福祉部長高橋光治より挨拶

### 2. 報告事項（司会進行及び説明者：川合宗次）

#### （1） 運送団体四半期報告（資料1）により四半期（7月～9月）運行状況の概要説明

意見：4月より9月まで運行実績がない事業所が2団体ある。前回の協議会で運行実績のない事業所においてはその推移を見守り、場合によっては協力依頼を取り消すことを確認したが、期間の設定等どうするのか？・・・あとの協議事項と関連があるので再度協議することとした。

#### （2） 改正道路運送法概要（資料2）説明を行った。

協議会に入る前に改めて協議会委員及び幹事会委員を紹介した。

### 3. 協議事項

#### （1） 協議会会長選出（資料3）・・・浅野満氏を会長に選出した。

#### （2） 運営協議会設置及び運営要綱について（資料4）

修正点1：第8条第8項 議決の合意が得られないときは、第4条(1)のうちキクケコを除く委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。→下線削除の上、出席委員の過半数・・・とする。

修正点2：第9条に第4項を付け加える。→第4項 幹事会で協議した事項は、すべて協議会に報告し承認を得るものとする。

幹事会の委員は、一市五町の担当者（協議会委員については、一市五町で一人の代表者を選出する）、協議会会長、事務局を構成員とする。また、前任委員においては、協議事項により出席の必要性が認められる場合、協議会参加への協力を要請することとする。

#### （3） 改正道路運送法の対応について（資料5）説明の上、新法において改めて以下の協議を行うこととした。

##### ① セダン等使用について

セダン等車両使用については、運行団体の状況を確認し、認めることとする。ただし、当運営協議会申請区域であることを条件とする。

##### ② 運送の対象について

現行どおり、身障2種及び要支援は、市町村長の許可があった場合以外は認めない。

##### ③ 事業報告について

6ヶ月に1回の運営状況報告（B様式第2号）とする。さらに年1回運行団体事務所において運営状況及び書類整備等現地確認を行う。また、2. 報告事項より協議の必要性があった利用登録があっても運送の実績がないケースでは、登録日より1年以内に運送しない場合、市町村は協力依頼を取り消し、運輸支局へ営業区域の変更届を申請するよう指導する。

（4）申請団体協議について（資料6）

申請の出ていたギフ福祉ネットワーク東部の案件については、セダン使用を含め申請どおり認めることとする。

4. その他

（1）福祉有償運送運転者講習会について（資料7）

道路運送法で講習会が国土交通大臣の認定となったため、当運営協議会共催の講習会は、福祉有償運送及びセダン等運転者講習会として認定申請した。